

2011年3月25日

東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4階

TEL03-5368-2735 FAX 03-5368-2736

代表 立川 涼

食品安全委員会委員長 小泉直子様

放射性物質の指標値に関する食品健康影響評価についての意見

食品安全委員会は、以下の点に留意して評価をされたい。

1、放射性物質は遺伝子損傷による発がん性があるため閾値がないと想定されており、従来より ALARA(合理的に達成可能な範囲でできるだけ低く) 原則に基づき管理されてきた。特に従来の食品安全委員会での健康影響評価においては、遺伝子損傷による発がん物質は、ADI(一日摂取許容量)を評価できないという結論になっている。リスクをゼロにできない環境汚染化学物質のリスク評価においては、リスクが10万人もしくは100万人に1人のリスク上昇以下になるよう管理されてきた。したがって福島第一原発事故に伴う今回の暫定指標値は、あくまで非常事態の時的指標であることを明示すること。そして暫定指標値の時限(半年もしくは1年)を定め、その後汚染状況を考慮して再検討を行うこと、さらに長期の残留許容値の評価を再度行うこと。

2、リスク評価に際してはICRPに加えて、WHOの『非常事態及び災害における環境健康：実地的なガイド』(2003年)(注1)、コーデックス委員会基準(前回食品安全委員会で配布済み資料)、ECRR(European Committee on Radiation Risk)のリスク評価(注2)も参考にして、それぞれの指標値策定の根拠となったリスク評価の内容(ハザードの特定、影響の量依存性評価、暴露評価)を把握し議論すべきこと。

3、食品摂取による内部被ばくに加え、大気や土壌からの吸入による内部被ばくや外部被ばくも考慮すること。福島県内の高濃度汚染地域での最悪のケースの推定量も試算すること。

4、胎児・乳幼児などハイリスクグループも考慮すること。特に母親の摂取による妊娠中の胎児への移行の可能性や母乳への移行の可能性など。

5、非常事態の指標値として参考にする場合には、ICRPとWHOのガイドラインを参考に、その中で一番小さい値である、一般食品に対しては放射性ヨウ素1000Bq/kg、放射性セシウム500Bq/kg、牛乳、飲用水に際しては放射性ヨウ素100Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kgの値とすべきである。

注1 http://www.who.int/water_sanitation_health/hygiene/emergencies/em2002ann4-6.pdf

注2 <http://www.euradcom.org/>

2011年3月29日